

◎新潟県告示第766号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市秋葉区の工業系用途地域	新潟市秋葉区新津本町1丁目の一部 新潟市秋葉区南町の全部 新潟市秋葉区北上の一部 新潟市秋葉区滝谷本町の一部 新潟市秋葉区川口の一部 新潟市秋葉区荻島2丁目の一部 新潟市秋葉区田島の一部 新潟市秋葉区朝日の一部 新潟市秋葉区小須戸の一部 新潟市秋葉区舟戸町1丁目の一部 新潟市秋葉区矢代田の一部 新潟市秋葉区新保の一部	平成29年6月7日